

高森町平和へのかけはし条例

(目的)

第1条 この条例は、非核平和都市宣言（昭和58年3月23日）の趣旨を踏まえ、町民と一体となって世界の恒久平和の実現に貢献していくため、平和事業を継続して推進することを目的とする。

(平和事業)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 平和のバス派遣に関すること。(広島、長崎)
- (2) 平和市長会議及び日本非核宣言自治体協議会の参加に関すること。
- (3) 高森町戦没者追悼・平和祈念式典の実施に関すること。
- (4) 平和講演会、学習会、展示等の実施に関すること。
- (5) 平和教育の推進に関すること。
- (6) 平和に関する情報の収集、提供及び資料等の保存に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認めるもの。

(推進組織)

第3条 前条に掲げた平和事業を円滑に実施するため、高森町平和推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、平和事業に関して意見等を述べ、その推進に協力することを目的とする。
- 3 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。